
組合員の皆様へ

2019年11月吉日

平素よりあすか信用組合をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

この度、出資証券のお取扱いにつきまして、下記の通りとさせていただきますので、何卒、格別のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

出資証券の不発行（ペーパーレス化）について

組合員の皆様からお預かりした出資金につきましては、これまでは出資証券を発行してまいりましたが、株式会社における株券の不発行制度と同様に2020年1月6日より出資証券を不発行とさせていただきます。

組合員の皆様の出資金については、組合名簿により電子データとして厳格に管理されており、組合員としての権利等につきましてはこれまでと変わりありません。

また、今後、出資金の内容につきましては、毎年6月に発送させていただいております「第〇〇期 配当金支払通知書」にてお知らせいたします。

組合員の皆様におかれましては、何卒、格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、皆様からのご質問にお答えする形で別紙にQ & Aを列記いたしましたのでご参照下さい。

【出資証券の不発行（ペーパーレス化）についてのQ & A】

Q 1. 「なぜ出資証券の不発行（ペーパーレス化）をするのですか？」

- A 出資証券は預金の通帳や証書と違い、日頃出し入れすることがなく、長期にわたり保管することが考えられます。万が一、出資証券を紛失された場合には、紛失の手続き等が必要となり、組合員の皆様にご負担をお掛けすることになります。今後、出資証券を不発行（ペーパーレス化）にすることにより、その手続きが簡略化され組合員の皆様の負担を軽減することができます。

Q 2. 「新たに出資を申し込んだとき、「出資証券」に代わるものはあるのですか？」

- A 出資金の新規加入（相続加入）または増口いただいた場合には、出資証券は発行いたしません。加入時にお名前や出資金額等を記載した「受取書」を発行させていただきます。

Q 3. 「出資証券がなくなると、組合に出資したという証拠書類がなくなることになりましたが、出資していることを何かで確認できますか？」

- A 毎年6月にお送りしている「第〇〇期 配当金支払通知書」で出資金の残高確認をいただくことができます。また、組合員の皆様からのご請求時には「残高証明書」（有料）を発行させていただきます。

Q 4. 「手元にある出資証券はどうすればよいのですか？」

- A お手元の出資証券はそのまま保管いただければ結構です。なお、相続、譲渡、脱退、名義変更等の手続きを行う際に、お取引店の窓口にお持ちいただければ、弊組合にて回収いたします。

Q 5. 「出資証券を紛失した場合にはどうすればよいのですか？」

- A 出資証券を紛失された場合でも届出の必要はございません。なお、出資証券を紛失されましても、出資金残高および組合員としての権利等は何ら変わりはありませんのでご安心ください。

Q 6. 「脱退する際には出資証券はどうすればよいのですか？」

- A 脱退される際に、出資証券をお持ちいただければ弊組合で回収いたします。出資証券を紛失している場合でもご本人確認書類と出資届出印鑑で手続きができます。なお、相続手続きにつきましては、さまざまなケースがございますので、お客様のお取引店にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

その他、ご不明な点がございましたら、お気軽にお取引店までご連絡ください。